

11-(1)	外国人技能実習制度の見直し
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法
要望の具体的内容	<p>今回の被災で、再入国許可を受けずに出国した技能実習生等の再入国に関しての特例は通達されているが、技能習得活動期間を延長する事で、技能の習得と人員の確保が容易になる様柔軟な運用を要望する。また過去に同制度による技能実習経験者は期間延長・再技能実習を含め優先的に対応する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>技能実習の在留資格にて最長3年の技能習得活動が可能であるが、震災後多くの技能実習生が帰国し、技能実習生の技能習得に支障を及ぼすとともに、受入機関における人手不足が深刻となっている。今後、実習生の技能取得を促進するとともに、被災した企業(特に中小企業)の復興に大きな力となると思われるので、滞在期間の延長等が望まれる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省